

太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務について、技術的に最適な提案者を公募型プロポーザル方式にて選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名 太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務

(2) 業務内容 別添仕様書のとおり

(ただし、契約時における仕様は最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。)

(3) 業務期間 契約日の翌日から平成31年3月8日(金)まで

(4) 業務に要する費用(事業費限度額)

4,770,000円以内(消費税及び地方消費税含む)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(事業費限度額)を超過した場合は失格とする。

(5) 選定方法 公募型プロポーザル方式

3 担当部署

太宰治生誕110年誘客促進実行委員会事務局

(五所川原市 経済部 観光物産課)

郵便番号 〒037-8686

住所 青森県五所川原市字布屋町41番地1

電話 0173-35-2111 内線2574

FAX 0173-39-1093

メールアドレス [goshokan@city.goshogawara.lg.jp](mailto:goshokan@city.goshogawara.lg.jp)

4 参加資格

参加資格は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 東北6県のいずれかに本社(店)又は支社(店)・営業所等を有し、当該事業所において常勤の従業員を雇用していること。

(2) 五所川原市の物品等競争入札資格者名簿に登載された者であること。

(3) 企画提案書に関する書類の提出期限の日から契約締結の日までの間に本市の指名停止等措置要綱による指名停止を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申

立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

- (6) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 本業務に経験を有したものを従事させること。

## 5 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	内容	期間等
1	プロポーザル公告	平成30年9月12日（水）
2	質問書の受付期間	平成30年9月12日（水）～平成30年9月21日（金）
3	参加申込期間	平成30年9月12日（水） ～平成30年10月5日（金）
4	質問に対する回答	平成30年9月26日（水）まで
5	企画提案書等の提出	平成30年10月22日（月）まで
6	審査	1次：平成30年10月24日（水）（予定） 2次：平成30年10月31日（水）（予定）
7	審査の結果通知	平成30年11月中旬（予定）
8	委託契約締結	平成30年11月中旬（予定）

なお、スケジュールについては、参加申込み事業者数等の事情によって、変更される場合がある。

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 平成30年9月21日（金）17時（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により電子メールで提出することとし、他の方法による質問は一切受け付けない。なお、電子メールの件名は「太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務に関する質問」とし、電話により受信確認を行うこと。
- (3) 提出先 太宰治生誕110年誘客促進実行委員会事務局  
（五所川原市 経済部 観光物産課）（前記3参照）
- (4) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成30年9月26日（水）までに参加申込者へ電子メールにて行う。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

## 7 参加申込み

- (1) 提出書類 参加申込書（様式2）1部
- (2) 提出期限 平成30年10月5日（金）17時（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達された事実が証明できる方法とすること。

- (4) 提出先 太宰治生誕110年誘客促進実行委員会事務局  
（五所川原市 経済部 観光物産課）（前記3参照）
- (5) 結果通知 参加資格審査結果は参加申込者に電子メールで通知する。

## 8 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類

- ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3） 原本1部
- ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部
  - ア 会社概要（様式4）
  - イ 技術者の概要（様式5）
  - ウ 企画提案書（任意様式）
  - エ 参考見積書（任意様式）
  - オ 技術責任者が過去5年間に技術責任者又は主たる担当者として携わった同種又は類似業務の報告書概要版（1業務のみ・任意様式）

### (2) 作成要領

- ①企画提案書はA4判（A4折も可）、横書き、文字サイズ11ポイント以上、表紙を除いて10ページ以内で片面印刷とし、仕様書を踏まえ、以下について記載すること。
  - ア プロモーション動画の内容
  - イ 業務の実施方針
  - ウ 業務の実施フロー・スケジュール（工程表）
  - エ 実施体制
  - オ 別添仕様書4業務内容に関する企画提案

②参考見積書は、提出年月日、商号又は名称、代表者職氏名、見積金額（消費税等込み）、見積内訳を記載し、原本には代表者印を押印すること。

### (3) 提出期限等

- ①提出期限 平成30年10月22日（月）17時（必着）
- ②提出先 太宰治生誕110年誘客促進実行委員会事務局  
（五所川原市 経済部 観光物産課）（前記3参照）
- ③提出方法 持参又は郵送によること。

※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達された事実が証明できる方法とすること。

## 9 企画内容の審査

### (1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本

プロポーザルの審査委員会を設置する。

(2) 審査委員会

審査委員会は、委員長、委員をもって組織し、委員長は会長、委員については委員長が指名する者6名で構成する。

(3) 1次審査（書類審査）

企画提案書を審査し、高い評価を得た提案者を選考する。評価基準は業務の実施体制、経営状況、当業務への意欲、過去実績等を勘案する。ただし、参加者が5者以下である場合は1次審査を省略し、2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施するものとする

実施日：平成30年10月24日（水）（予定）

(4) 2次審査（プレゼンテーション等による審査）

本プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を受託事業者として決定するものとする。審査の詳細及び配点等については「別紙1」のとおりとする。

①実施日 平成30年10月31日（水）（予定）

②開始時間 後日通知する。

③場所 未定

④所要時間 1事業者につき、25分以内とする。

ア 企画提案プレゼンテーション 15分以内（準備含む）

イ 質疑応答 10分以内

⑤内容

本実施要領、仕様書及び審査要領に掲げる内容を加味し、提案を行うこと。

⑥参加人数 3人までとする。

⑦使用機器 PC、プロジェクター、スクリーンは事務局が用意する。

(5) 参加者が1提案者の場合について

審査において、各審査委員の合計点の平均が満点の7割以上であれば、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。

(6) 審査結果の通知

①1次審査

審査結果を書面及び、電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、審査結果とともに2次審査の日程等についても通知する。

②2次審査

審査結果を書面及び、電子メールにより通知する。

(7) その他

審査委員会での審査は非公開とし、選定結果等についての異議申し立ては一切受け付けない。

## 10 契約の締結

本業務の最優秀者に決定した事業者は、仕様書及び受託事業者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約により契約を締結する。企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託事業者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

#### 1.1 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書に関する書類の提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託業務の予算額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 上記(1)～(5)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、審査委員長が失格であると認めた場合

#### 1.2 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出した書類の提出後の修正又は変更は一切認めないこととする。
- (3) 「業務実施体制回答書」に記載した管理責任者及び担当者は、原則として変更はできないものとする。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、その限りではない。
- (4) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権（著作権法27条と28条を含む）、利用権については、太宰治生誕110年誘客促進実行委員会に帰属し、実行委員会の解散後は実行委員会の構成団体（五所川原市、青森県、五所川原市観光協会、かなぎ元気倶楽部）に帰属するものとする。
- (5) 太宰治生誕110年誘客促進実行委員会及び太宰治生誕110年誘客促進実行委員会が指名する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。また、実行委員会解散後は実行委員会の構成団体（五所川原市、青森県、五所川原市観光協会、かなぎ元気倶楽部）及び、実行委員会の構成団体が指名する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、五所川原市情報公開条例（平成17年五所川原市条例第9号）に基づき提出書類を公開する場合がある。

## 別紙 1

### 太宰治生誕 110 年プロモーション動画制作等業務プロポーザル審査要領

#### 1 目的

この要領は、太宰治生誕 110 年誘客促進実行委員会が実施する太宰治生誕 110 年プロモーション動画制作等業務に係るプロポーザル審査及び選定方法の手続きについて、必要な事項を定める。

#### 2 審査方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、下記 3 の審査項目に対して下記 4 の採点を行うことで審査を行い、最高点を得た者を最優秀者として特定する。

※最高得点者が 2 提案者以上になった場合は、参考見積書の金額の低い者を最優秀者とし、参考見積書の金額も同じ場合は、くじ引きで決定する。

#### 3 審査項目と配点

<表 1> 1 次審査 審査項目

50 点満点

区分	評価内容	配点
実績・体制	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。他の地方公共団体等において、動画制作等の業務実績を有しているか。	10
	人員の配置状況から、打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組み立てられているか。	10
提案内容	仕様書記載の業務内容について全て提案され、趣旨を理解した適切な提案となっているか。業務の工程管理は工夫され、実効性の高い提案となっているか。	10
	20 代を中心とした若年層に関心を持ってもらえるような企画となっているか。	10
	企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。	10

<表2> 2次審査 審査項目

50点満点

区分	評価内容	配点
提案内容	仕様書記載の業務内容について全て提案され、趣旨を理解した適切な提案となっているか。業務の工程管理は工夫され、実効性の高い提案となっているか。	10
	20代を中心とした若年層に関心を持ってもらえるような企画となっているか。	10
	企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。	10
プレゼンテーション全般	プレゼンテーションが解り易く、説得力があるか。	10
	知識・経験に裏付けられた、実現可能な提案であるか。	5
	本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	5

#### 4 審査項目の採点基準

採点は、次に示す5段階評価による得点の付与を上記3に示す項目ごとに行い、合計得点を算定する。

判断基準	得点化方法
優れている	各項目の配点×1.00
やや優れている	各項目の配点×0.80
普通	各項目の配点×0.60
やや劣っている	各項目の配点×0.40
劣っている	各項目の配点×0.20